



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

令和7年4月1日

問い合わせ先

(所属) 自動車技術安全部技術課

(担当) 吉田・松本

(電話) 06-6949-6452

## 令和7年4月より、車検を受けられる期間が延びます ～ 余裕を持って受検をお願いします ～

車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から車検を受けられることとなりました。

### 1. 背景

令和7年3月31日までは、車検は、「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」※に受検が可能でしたが、車検需要が特定の期間に集中しているため、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に迫られるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます(下図参照)

### 2. 道路運送車両法施行規則等の改正

道路運送車両法施行規則が改正され、「有効期間満了日の2か月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととなりました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則が改正されました。(いずれも令和7年4月1日施行)

### 3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は特に年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。



#### 車検の受検可能期間の拡大

##### 【改正前】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前1か月以内に受検すると、**新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」と**することができる。

(例)旧車検証の有効期限が2024年5月25日であった場合

- ① 2024年4月30日に受検(1か月以内)  
→新車検証の有効期限は2026年5月25日
- ② 2024年4月15日に受検(1か月以上)  
→新車検証の有効期限は2026年4月14日

##### 【改正後】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前2か月以内に受検すると、**新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」と**することができる。

##### 【イメージ】



配布先

青灯クラブ  
陸運記者会

## 令和7年4月1日より、 車検は有効期間満了日の 2か月前から 受けられます!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」※と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

※離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2か月前」と規定。今般、変更なし。

### 改正のイメージ

例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年6月15日の自動車は、**令和7年4月15日以降**に継続検査を受検できるようになります

#### 【2年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年6月15日	令和7年4月15日	令和9年6月15日

改正前は、1か月以上前に受検すると有効期間が短縮されていました

有効期間  
短縮!!

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月15日	令和9年3月14日

電子車検証の有効期限については、検査標章（車検ステッカー）または「車検証閲覧アプリ」にてご確認ください。

アプリのインストールはこちら

※アプリはWindowsPC用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。

